

同時発表：厚生労働省、法務省、こども家庭庁

令和7年6月4日
住宅局安心居住推進課

第5回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会を開催します ～福祉分野、住宅分野等のより一層の緊密な連携を図ります～

国土交通省・厚生労働省・法務省・こども家庭庁は、令和7年6月6日（金）に「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」（第5回）を開催します。

本連絡協議会は、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等の関係者のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省、国土交通省、法務省及びこども家庭庁の関係部局（部局長級）並びに関係団体による情報共有や協議を行うものです。

1. 日 時：令和7年6月6日（金）10:00 ～ 12:00

2. 場 所：中央合同庁舎第5号館5階 専用第16会議室 ※WEB 併用会議
（東京都千代田区霞が関1-2-2）

3. 議 事：（1）各省庁の取組に関する報告
（2）各関係団体からの報告

4. 傍聴等：

- ・ 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り冒頭のみ（議事開始前まで）カメラ撮影が可能です。カメラ撮影を希望される方は、6月5日（木）17時までに、下記に従いお申込みいただくとともに、当日の9:50までに合同庁舎5号館5階エレベーターホールに集合してください。
- ※取得した個人情報適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

（1）申込方法：

電子メールによりお申し込み下さい。

※会場の都合上、1社につき1名の参加とさせていただきます。

（2）宛 先：

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 宛

E-mail: jiritsu-model ■mhlw.go.jp （送信時は「■」を「@」に置き換えてください。）

（3）記載事項：

- ・ 件名「第5回住まい支援の連携強化のための連絡協議会頭撮り希望」
- ・ 希望者の「お名前（ふりがな）」、「勤務先」又は「所属団体」、「連絡先（電話番号）」

（4）申込締切：

令和7年6月5日（木）17時必着

5. その他：

- ・ 今回の会議資料を含め、連絡協議会の開催状況は下記ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000025.html

<問合せ先>

住宅局 安心居住推進課

横田、西澤

電話 代表：03-5253-8111



住まい支援の連携強化のための連絡協議会開催要綱

1 趣旨

住まいは生活の拠点である。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠である。

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等の関係者のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省、国土交通省、法務省及びこども家庭庁の関係部局並びに関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置する。

2 構成

連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員を追加することができる。

一 次に掲げる関係部局職員

厚生労働省 社会・援護局長、同局障害保健福祉部長、老健局長

国土交通省 住宅局長

法務省 矯正局長、保護局長

こども家庭庁 支援局長

二 以下の団体を代表する役職員

全国社会福祉協議会

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

全国児童養護施設協議会

全国母子寡婦福祉団体協議会

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

公益社団法人 全日本不動産協会

更生保護法人 全国更生保護法人連盟

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

3 事務局

連絡協議会の事務は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、国土交通省住宅局安心居住推進課、法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室及びこども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

4 その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、構成員の合議において決定する。